

少年とともに



こども基本法と子どもの意見表明 ～子どもの権利条約と救済機関～

馬場 和佳 Baba Kazuyoshi (52期)

間宮静香弁護士(第57期)・愛知県弁護士会所属・日弁連子どもの権利委員会副委員長をお招きし、2024年3月、上記タイトルでご講演をいただいた内容の一部をご紹介します。

1 こども基本法の背景～子どもの権利と日本

1989年の国連における子どもの権利条約の採択後、日本政府は、国連子どもの権利委員会(子どもの権利条約に基づき設置)より、①子どもの権利に関する包括的な法律の制定(強い勧告)、②包括的な子ども政策の策定(勧告)、③横断的並びに国・自治体レベルで行われている子ども施策を調整・評価・監視する機関の設置(勧告)、④子どもからの苦情に開かれ、調査し、子どもの権利を監視する独立した機関の設置(勧告)との度重なる勧告を受けていた。

現在の日本では、大人は自分の持つ権力に無自覚であり、これまでの日本の社会構造が大人にとって生きやすく子どもにとっては苦しい社会であったことからすると、日本社会においては、権力を持つ側である大人の変容が求められており、「大人の意見中心型社会」から「子どもの権利基盤型社会」に変容していくことが求められている。

日本においては、1994年に子どもの権利条約が批准されたが、その後、子どもに関連する法律の制定・改正に際して同条約の内容が部分的に反映されるにとどまっていた。

今般、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」が2022年6月に公布・2023年4月に施行され、同年4月に子ども家庭庁が発足し、同年12月に子ども大綱が閣議決定されたことにより、日本政

府としては、上記①・②・③の勧告に対しては一応の対応をしたものと言えるだろう。

上記のこども大綱が目指している「こどもまんなか社会」とは、「常に子供の最善の利益を第一に考えて、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことです。子供が保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言い換えれば、権利の主体であることを社会全体で認識すること、(中略)そして、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています。」(第208回国会衆議院内閣委員会会議録(2022年4月22日)野田聖子国務大臣答弁)とされている。

2 「子どもの権利条約」とは

「子どもの権利条約」は、「国・社会・大人は、子どもたちが幸せになるためにどうするのがよいのか、世界中が考えた共通基準」である。

同条約においては、子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であるとされ、大人の役割は、子どもの権利の実現を支援することである、と位置づけられている。

子どもの権利条約の理解のポイントは、以下の①～④のとおりである。

① 子どもの権利条約の理念を理解すること

「子どもの権利条約の父」と呼ばれるヤヌシュ・コルチャックは、子どもは大人と等しく人間的な価値を持っており、大人の操り人形ではないこと、子どもは「あるがままである権利」を持っていること、明日でなく「今日という日」を生きる子ども

の権利」を保障することなどを説いており、これらの理念が子どもの権利条約に結実していると言える。

② 子どもが権利の主体であることを理解すること

子どもは、独立した人格の主体であり、大人と違う感じ方・選択をするのは当然である。

また、子どもは、大人の所有物でも作品でも自己実現の道具でもない。

ともすれば、大人は、子どもの意見を聞かずに勝手に決めてしまう、無意識に子どもを下に見る言葉を使ってしまう（子どものくせに、子どもにはどうせ分からないなど）、子どもは「〇〇してあげる」対象であると考えてしまうが、これらは、大人にとって子どもは客体であり、大人が子どもを対等な存在として見ていないことを表している。

このような子ども観を転換し、子どもの人生においてはあくまで子どもが主役であり、大人は脇役でしかないことを理解する必要がある。

③ 子どもの権利条約の4つの一般原則を理解すること（差別の禁止）（生きる権利・育つ権利）（意見表明権）（子どもの最善の利益）

④ 日常の中で子どもの権利を意識すること

3 こども基本法と子どもの意見表明権

こども基本法は、第3条第1号～第6号においてこども施策（同法第2条第2項）の基本理念を定めているが、特に、同条第3号は「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と定め、子どもの意見表明権及びこども施策に子どもの意見を反映させる機会を保障することを定めている。

この背景として、子どもの権利条約第12条は、第1項により子どもの意見を表明する権利を定め、第2項により子どもの意見を聴かれる権利を定めている。

また、国連子どもの権利委員会一般的意見12号（2009年）においては、法的分析として、同条約第12条により、権利行使をしない権利も保障されること（権利であって義務ではないこと）、子どもの最善の利益にかなう決定を行うために、あらゆる必要な情報と助言を受けることを確保す

ること・子どもが意見を聴かれる権利を行使できるような環境を提供すること、子どもが、大人から保護されたり条件整備をされたりすることにとどまらず、権利の主体として自己の人生に影響を及ぼす権利を有することなどが認められている。

また、上記一般的意見においては、子どもの意見表明権の保障のためには、「事前説明」（意見表明の前提+知る権利の保障）→「意見表明」（権利なので「今は言わない」も保障される）→「意見の反映・フィードバック」（子どもの意見を正當に重視し、さらに、子どもの意見がどの程度重視されたかに関する情報を提供する）という3つのプロセスを繰り返し行うことが必要であると説明されている。

さらに、こども基本法第3条第4号は「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」と定め、子どもの最善の利益を実施する観点から、子どもの意見をこども政策（直接関係しないことを含む）に反映させることを政府全体の方針としている。

この背景として、子どもの権利条約第3条は、子どもに関わる全ての活動について、子どもの最善の利益が第一次的に考慮されることを定めている。

子どもの最善の利益を「第一次的に」考慮することに関しては、大人は、「大人が考える子どもの最善の利益」に陥りがちである。

しかし、子どもは一人一人違う人格を有し、子どもの気持ちも一人一人違うものであるから、大人は、子どもの気持ちを前提に「最善の利益」の内容についても子どもとともに考える必要がある。

このように、子どもの最善の利益は、子どもの意見表明権とセットで考える必要がある。

そして、子ども等の意見の反映については、こども基本法第11条は、こども施策の策定等に当たって、子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを定め、同法第3条第3号の基本理念を具体化している。

しかし、残念ながら、地方自治体のこども施策の策定等に際しては、子どもの意見を反映させるために必要な措置が十分に講じられているとは言えない状況である。

上記のほか、権利救済機関その他についてもご講演いただいたが、残念ながら割愛せざるを得なかった。講義内容の全体は、当会サイトの会員サー

ビスの二弁YouTube動画研修に掲載されているので、ぜひご覧いただきたい。

第34回全国付添人経験交流集会 参加報告

子どもの権利に関する委員会 少年事件チーム所属 田村 顕志朗 Tamura Kenshirou (74期)

1 はじめに

2024年3月2日、子どもの権利に関する委員会少年事件チームのメンバーが主体となり、京都テルサにて開催された第34回全国付添人経験交流集会に、分科会報告者として参加しました。当会は、第4分科会として、「SNS関連の少年非行と付添人活動」というテーマで報告を行いました。

昨今、闇バイトの事案をはじめ、非行の内容や非行に至る過程にSNSが関わっている事案がしばしば見られるところです。

我々は、少年事件を担当する我々弁護士が、少年たちの利用するSNSに関する知識や感覚についていくことができているのではないかと、非行原因の分析の際に、SNSの存在・利用というものを、どう位置づけたらよいのか、要保護性の解消に向けた活動において、例えば、交友関係を断つためにSNSをやめさせるべきなのかどうか、利用を制限するとしても、少年たちにどのような働きかけをするのが効果的なのかなど、SNS関連の少年事件を取り扱う際には様々な悩みがあると感じていました。

そこで、今回、現在の少年たちのSNSの利用実態がどうなっているのか、非行原因を分析する上でSNSはどのような位置づけと考えたらよいのか、要保護性の解消へ向けた活動として、少年たちのSNSの利用に対し、どうアプローチしていけばよいのかといったことについて学びを深めたいと思い、本分科会を企画しました。

本分科会においては、第1部として、第二東京弁護士会所属の弁護士3名が実際に担当したSNS関連の事案についての事例報告、第2部として、

外部講師の方（東京少年友の会の学生ボランティア団体所属の学生2名、山梨大学教育学部教授の若本純子先生）による報告、第3部として、弁護士及び外部講師の方によるパネルディスカッションという3部構成で報告を行いました。

2 第1部 ～弁護士による担当事例報告～

第1部では、いずれも当チームの、堀智之弁護士（75期）、中野博喜弁護士（73期）、青塚貴広弁護士（71期）から、非行事実SNSに関連している実際の事件に対し、どのような付添人活動を行ったのか、どういった点に悩みが生じたのか、という点を中心に事例報告をしました。

3 第2部 ～外部講師による報告～

(1) 東京少年友の会学生ボランティア団体所属の学生2名による報告

同団体が行っているSNSワークという活動について、学生2名の方からご報告いただきました。

SNSワークとは、家庭裁判所において調査中の少年たちについて、SNS関連の非行を行った少年に対し、SNSワークの実施が適切と判断された場合にのみ実施されるものであり、事前に準備された事例をもとに、少年と学生が1対1でワークを実施し、SNS関連のトラブル回避の方法を実践的に学ぶ活動のことをいいます。

SNSワークを実施した少年は、いずれもコミュニケーション能力が高く、「普通の少年」であるという印象を抱く一方で、やはり、想像力が欠如していると感じる少年が多いため、自分が今行おうとしている行動が、将来的にどのような事態を引き起こすのかという点について、想像できない

ことがSNS関連の非行を行ってしまう一つの要因となっているのではないかなどといった言及があり、大変興味深かったです。

(2) 山梨大学教育学部教授の若本純子先生

若本先生には、心理学的な側面から、SNS関連の非行を行う少年についてご報告いただきました。

非行原因にSNSが関連すると、我々大人は、SNSを非行原因として捉えようとし、SNSの問題点にばかり意識が向きがちになりますが、若本先生からは、大前提として、SNSは非行原因ではないという認識を持つ必要があるとのご意見をいただきました。

あくまで非行原因は個人要因、友人要因、家族要因といったSNS以外の部分にあるのであって、その点を見落とさないようにすることが重要であるとのことでした。

若本先生のご見解について、時折ユーモアを交えながら非常に楽しく、興味深い内容をご報告いただき大変勉強になりました。

4 第3部 ～パネルディスカッション～

第1部にてご報告いただいた各事例について、学生ボランティアの学生2名の方から、SNSを頻繁に利用する若者世代の感覚やSNSワークでの経験を踏まえ、率直なご意見をいただきつつ、若本先生からは研究者としての観点からご意見をいただきました。

若本先生のご報告にもあったとおり、いずれの事案についても、家族や友人、恋人関係といったSNS以外の部分に非行原因があったと考えられそうでした。

学生2名の方から、SNSを利用する少年たちと同世代のリアルな感覚を意見として伺いながら議論することで、非常にリアリティのある、実のある議論ができました。

5 おわりに

本分科会での議論を通じて、「1 はじめに」において記載した問題意識との関係では、以下のように考えを整理することができました。

まず、少年たちによるSNSの利用実態に関し

ては、SNSが、少年たちにとっては生まれたときから存在する、当たり前ツールとなっていること、少年たちにとって、SNS上の出来事は、現実世界の延長線上の出来事となっているということが分かりました。我々大人とは違い、少年たちにとって、SNS上の出来事を現実世界の出来事と区別することは難しくなっているようです。

また、非行原因との関係でSNSをどのように位置づけるかについては、非行原因を分析する上で、SNSは一要素にすぎないということを意識する必要があるように思いました。非行事実にはSNSが絡んでいるからといって、必ずしもそれが非行原因になっているとはいえません。非行事実を詳細に分析し、非行原因がSNSの特性にあるのか、その少年自身の人的属性や少年が置かれている環境にあるのかといった点は慎重に見極めなければなりません。

ただし、SNSが非行原因とはならなくとも、事案によっては、SNSが非行の過程に関わり、リスク要因となることはあり得ます。そういった事案においては、付添人として、SNSの利用方法に関し、少年たちへのアプローチを検討すべき事案もあると思われます。そのような事案においても、スマホを取り上げる、SNSを使わせないなどといった安直な対応は、むしろ少年たちの要保護性解消との関係で悪影響を与える可能性もあります。SNSの利用方法に関し、少年たちの立場に立って、一緒に考えていくという姿勢が重要になります。この点は、SNSが関与しない事案においても同様であるといえます。

結論としては、SNSが絡むからといって特別視することなく、地道に少年たちに寄り添い、要保護性の解消に向けて活動するという、付添人活動の原点を常に意識することが重要であると考えられます。

なお、当分科会の報告内容の詳細は、日弁連の会員専用ページ (<https://member.nichibenren.or.jp/publication/hokoku/kodomonokenri.html>) に掲載されていますので、ぜひこちらもご覧ください。

